

改訂増補版はしがき

初版『民事訴訟の基本原則と要件事実』を上梓してから、7年半の時間が経ちました。この間、本書を法科大学院での授業の教材として使用してきました。法科大学院の直接の学生および本書の読者の方々から、「要件事実論を分析の道具とすることによって、訴訟の実際の場面で民事訴訟の基本原則がどのように機能するのが初めてわかった。」との声が多数寄せられました。法律を学ぶ者や法律実務家であっても、民事訴訟法（民訴法）に関する議論を面白いと感ずる人は少なく、「眠訴」などという当て字をもって表現されることがあるのは、そこでの議論が地に足の着いた実際の機能を論ずるものが少なく、理論として抽象的なレベルで決め手に欠ける議論を交わしているものが多いからではないか、という漠然とした感想を抱いていました。上記の声は、この漠然とした感想を裏付けるものと考えられます。

ところで、初版の読者からは、上記のほかに、「民訴法の重要論点につき、残っているものもできるだけ早い時期にカバーしてほしい」との要望が寄せられていました。そこで、この要望に応えるために、初版では取り上げなかった重要論点をカバーすることにしました。証拠法（第5章）、訴訟承継（第9章）、判決によらない訴訟の終了（第11章）については新たに章を設けることにし、既判力の主観的範囲（第1章Ⅶ）については新たに節を設けることにしました。

また、2020年4月1日施行予定の改正民法の条文中には、民事訴訟のあり方に直接影響を及ぼす規定（民法423条の5の規定はその典型例）もあります。裁判例の積み重ねや学説の議論が十分に成熟しているとはいえない状況ですが、その点にも目配りをしました。

本書が初版にも増して、基本的読者層である法律実務家とこれを目指す方々のみならず研究者にとって、裨益するものであることを願っています。

この改訂増補版の刊行には、初版に引き続き民事法研究会の安倍雄一氏に企画段階から最終校正まで大変ご尽力いただきました。深甚なる感謝の意を表させていただきます。

平成30年8月

田 中 豊

はしがき

新民事訴訟法（以下「新法」といいます）が平成10年1月1日に施行されてから10年を経過しました。新法は、いくつかの重要な改正点——たとえば、口頭弁論の手續として争点や証拠の整理を効率的に行うことを目的とする弁論準備手續を創設し（法168条以下）、証拠収集の手段である文書提出命令について文書提出義務を一般化し（同法220条4号）、最高裁判所への上告事件を憲法問題等の重要な法律問題を含むものに絞ることを目的として、当事者が権利として上告することのできる理由を憲法違反等に限定し（同法312条）、それ以外の法令違反については上告受理決定を経由することとする（同法318条）など——もあるものの、大勢からすると、民事訴訟の基本原則に関する判例理論を前提として、旧民事訴訟法（以下「旧法」といいます）下で行われていた裁判実務上の工夫を条文化したものだといって間違いはないと思われます。

新法は現代語化されていますから、民事訴訟の利用者にとって旧法よりも読みやすいものではあるのですが、それ自体がわかりやすく利用しやすいものになっているかどうかには疑問があります。民事訴訟法（以下「民訴法」といいます）は訴訟という時間とともに進展する手續を動態としてコントロールしようとする規範ですから、一生に一度利用するかどうかという者が容易に理解することができるというわけにいかないにしても、専門的な代理人としてそのような利用者のために活動する者がそのような活動の規範をあらかじめ理解することができないというのでは困ります。

しかし、筆者の裁判官または弁護士としての経験の中で、民事訴訟の基本原則を前提として、訴訟代理人としてどのように行動すべきであるのかまたは行動することが許されるのか、裁判官としてどのように訴訟指揮（判断）すべきであるのかまたは指揮（判断）することが許されるのかがしかく明確でない局面にしばしば遭遇してきました。そして、そのような不明確さの原因は、民事訴訟の基本原則が実際の訴訟の手續においてどのような意味を有していてどのような効果を導くことになるのかが、当該事件で問題とされている実体法上の争点とのかかわりにおいて正確に把握されていないところにあると感ずることが少なからずありました。

筆者は、平成16年の法科大学院の開設以来、法律実務家を目指す学生に対し、民事訴訟の基本原則を理解させることを目的とする科目を担当していますが、そこでは、上記のような問題意識に基づいて、要件事実論を分析の道具として利用することによって、民事訴訟の基本原則が訴訟手続上実際に果たしている機能を動的かつ立体的に理解させる試みを続けてきました。法科大学院生から好評をもって迎えられるとともに、その経験は、初心者が理解しづらい点または誤解しやすい点の所在を明らかにしてくれました。本書は、そのような法科大学院での授業における経験を反映させたものでもあります。

本書は、法律実務家（裁判官・検察官・弁護士・司法書士）と法律実務家を目指す司法修習生・法科大学院生とを基本的読者として想定していますが、1つでも新しい視点を提供するところがあって、研究者にも裨益するものであることを願っています。

本書は、月報司法書士2008年4月号から2010年9月号まで2年半にわたって連載した「《講座》民事訴訟の基本原則と要件事実論」と題する原稿をまとめてでき上がったものです。本書執筆のきっかけをいただいた日本司法書士会連合会の各位、本書の刊行にご尽力いただいた民事法研究会の各位に深甚なる感謝の意を表します。

平成22年のクリスマスに

田 中 豊

第 1 章

既判力の意義と機能

I 既判力とは

1. 既判力の意義

民事訴訟において終局判決が確定した場合に、その判決中の訴訟物（給付訴訟であれば、実体法上の請求権）についての判断が以後当該訴訟の当事者間の法律関係を律する規準となり、当事者はこの判断に反する主張をすることが許されず、また、裁判所はこの判断に反する判断をすることが許されません。確定した終局判決に認められるこのような拘束力を既判力と呼びます。

2. 既判力の根拠と本質

確定した終局判決にこのような拘束力が認められるのは、民事紛争の解決のために国家が税金によって訴訟という制度を創設し運営しているところ、その

1 民訴法114条1項は「確定判決は、主文に包含するものに限り、既判力を有する。」と規定しています。そして、給付訴訟におけるわが国の民事判決主文は、請求棄却判決の場合は、「原告の請求を棄却する。」というものであり、請求認容判決の場合は、例えば「被告は、原告に対し、1000万円及びこれに対する平成30年1月1日以降完済まで年5分の割合による金員を支払え。」と表現し、「被告は、原告に対し、貸金1000万円及びこれに対する平成30年1月1日以降完済まで年5分の割合による遅延損害金を支払え。」というように給付の実体法上の性質（すなわち、請求権の性質）を明らかにする表現を伝統的に使用しません。したがって、給付訴訟の場合、請求棄却判決はもちろんのこと請求認容判決であっても、判決主文の記載のみからは当該事件の請求権の性質を知ることはできないのですが、同項の規定をもって訴訟物についての判断に既判力が発生することを認めるものと読んでいます。なお、本書は、確定判例の採用しているいわゆる旧訴訟物理論によって説明することとしますが、いわゆる新訴訟物理論によるとしても、判決主文のみから訴訟物を知ることができないことには変わりはありません。

制度目的達成のためにこのような拘束力が不可欠の前提となるからであり、終局判決に至る過程で当事者に対して手続上の諸権能が付与されていることがこれを実質的に正当化する根拠となっていると説明されます。既判力の根拠に関するこのような考え方は、制度的効力・手続保障説と呼ばれています。

既判力は、訴訟という制度目的達成のために不可欠の効力として構想されているのであり、終局判決中の訴訟物についての判断が神様の目からみでの真実と合致していることを前提とするものではなく、原理的には真の実体法の状態と無関係であると考えられています。既判力の本質に関するこのような考え方は、訴訟法説と呼ばれています。これに対し、終局判決が確定することによって、当事者間の実体法上の関係が変更されるとする考え方もあり、実体法説と呼ばれていますが、判例によって受け入れられているとはいえませんし、通説の地位を占めているともいえません²。そこで、以下、既判力の本質に関する訴訟法説、既判力の根拠に関する制度的効力・手続保障説を前提に検討することになります。具体的な問題との関係で、必要に応じてこの問題に立ち戻ることにします。

3. 既判力が問題になる3つの場面

後訴において前訴の既判力の機能が問題になるのは、大別して、①前訴と後訴の訴訟物が同一である場合、②前訴の訴訟物が後訴の訴訟物と先決関係にある場合、③前訴の訴訟物が後訴の訴訟物と矛盾する関係にある場合の3つの場合です。

そこで、これら3つの場合のそれぞれにつき、既判力がどのように機能するかを検討してみることにしましょう。

Ⅱ 既判力か訴えの利益か

前訴と後訴の訴訟物が同一である場合には、前訴で請求棄却判決を受けた原告が再度同一の請求をするときと、前訴で請求認容判決を受けた原告が再度同

2 既判力の本質および根拠については、さしあたり、新堂679頁以下、中野ほか・講義494頁以下〔高橋宏志〕参照。

一の請求をするときと考えられます。

1. 前訴が請求棄却判決の場合

(1) 基準時以前の事由と基準時後の事由

〈設例 1-①〉の設例によって考えてみましょう。

〈設例 1-①〉

X が Y に対して貸金1000万円（平成20年4月1日貸付け、弁済期平成25年3月31日）の支払を求めて貸金返還請求訴訟（前訴）を提起した。前訴裁判所は平成26年10月31日に口頭弁論を終結し、同年11月30日に請求棄却判決を言い渡し、同年12月17日に同判決が確定した。

- (1) X が Y に対し、再度、同一の貸金返還請求訴訟（後訴）を提起した場合、Y はどのような主張をすることができるか。
- (2) 後訴裁判所はどのような判断をすべきか。

後訴の訴訟物（請求権）は、X の Y に対する消費貸借契約に基づく貸金返還請求権です。

その請求原因事実は、次のとおりです。

〈請求原因〉

- (ア) X は、Y に対し、平成20年4月1日、1000万円を弁済期平成25年3月31日と約して貸し付けた。
- (イ) 平成25年3月31日は到来した。

これに対し、Y としては、以下のように「既判力に関する主張」をすることになります。

〈既判力に関する主張〉

- (a) X は、Y に対し、(ア)の貸金返還を求める前訴を提起した。
- (b) 前訴事実審の口頭弁論終結日は平成26年10月31日であるところ、X の請求を棄却する旨の前訴判決が同年12月17日に確定した。

既判力に関する Y の主張がどのような性質のものであるのかは、1つの問題です。前記 I 2 のとおり、既判力の本質に関する訴訟法説を前提とする以上、「実体法上の主張」ということはできません。

また、民事訴訟が対象とする権利関係は、訴訟の提起の前後を問わず時々刻々変化するものであるため、民事判決の既判力は事実審の口頭弁論終結時³という基準時における X・Y 間の権利関係を確定するにとどまります⁴。そうすると、既判力は、裁判所としては、基準時において確定された権利関係についての判断に拘束されてその判断と同じ判断をするしかない（異なる判断をすることが許されない）し、当事者もその判断と同じ主張をするしかない（異なる主張をすることが許されない）という効力ですから、後訴を不合法とする「本案前の主張」の性質を有するということができません。

その上、後訴に前訴の既判力が及ぶかどうかは裁判所の職権調査事項であり、その判断のための資料は裁判所が職権探知すべきであると解されていますから、既判力に関する主張を弁論主義の適用を前提とする「抗弁」ということもできません。

すなわち、Y のこの主張は、裁判所の職権発動を促すという性質を有するものであり、「既判力に関する主張」とでも名づけるべきものということになります。

さて、X としては、前訴の請求棄却判決の既判力が後訴に及ばないことを根拠付けるため、前訴の請求棄却判決の理由が前訴の基準時（事実審の口頭弁論終結時）との関係で意味のあるものであることおよびそれが基準時後に満たされたこと（期限の到来、停止条件の成就等）を主張・立証することが必要になります。この主張は、前訴の請求棄却判決の既判力が及ばないことを根拠付けると同時に後訴の請求原因事実の一部を構成することになります。例えば、以

3 厳密には、民事判決の既判力を一事不再理の原則によって説明することはできないということになります。

4 民法は、正面から既判力の基準時について定める条文を有していませんが、民事執行法35条2項が「確定判決についての異議の事由は、口頭弁論の終結後に生じたものに限り」と規定して、これを裏から表現しています。

5 ただし、裁判所の判決でない仲裁判断や日本の裁判所の判決でない外国判決の既判力については、弁論主義の適用を認めるのが一般です（中野ほか・講義498頁〔高橋宏志〕参照）。

下のような主張です。

- (c) 前訴判決は、X が Y に対し平成27年3月31日まで弁済を猶予したことを請求棄却の理由とする。
- (d) 平成27年3月31日は到来した。

このうち、(c)の事実は職権探知によって判明する事実ですから、X が主張すべき後訴の請求原因事実の一部を構成する事実は、厳密には、(d)のみということになります。

(2) 訴え却下判決か請求棄却判決か

前記(1)のとおり、既判力の拘束力について、後訴の裁判所が前訴の基準時における権利関係についての前訴の判断に拘束されてその判断と同じ判断をするという性質のものであって、後訴を不適法とする本案前の問題ではないと考えられていますから、後訴が前訴の請求棄却判決の既判力に抵触する場合には、前訴判決に従い、後訴の請求を棄却するとの判決をするのであって、後訴を却下するとの判決をするものではありません。

前訴の請求棄却判決の確定後に後訴が提起されるという事態はめったに起きないのですが、請求棄却の仲裁判断がされた後に訴えが提起されるという事態は時に起きることがあります。

東京地判平成16・1・26判時1847号123頁は、そのような事件の1つです。これは、スポーツ関連商品に関するライセンスおよび販売店契約（本件契約）のライセンシー兼ディストリビューターであった X が契約の相手方であった Y に対し、Y のした更新拒絶が違法であるとして、損害賠償（債務不履行または不法行為に基づく）および不当利得の返還を求める仲裁を申し立てましたが、X の主張は全て理由がないとして X の請求を棄却する旨の仲裁判断がされました。X は、この仲裁判断を不服として、Y を被告として訴えを提起し、仲裁判断の取消しを求めるとともに、再度、Y のした更新拒絶が違法であるとして、仲裁申立てと同一の損害賠償請求等を行いました。

6 仲裁判断取消しの理由は、公催仲裁法801条1項5号の理由不備の違法があるというものです。平成16年3月1日施行の仲裁法44条は、理由不備を仲裁判断の取消事由としていません。

東京地判平成16・1・26は、仲裁判断の取消請求を棄却した上、以下のとおり判断しました。

- ① 仲裁とは、当事者間で締結された仲裁契約を基礎に、当事者間の一定の私法上の権利義務に関する争訟についての判断を、裁判所における通常の訴訟手続である裁判によることなく第三者である仲裁人による拘束力のある仲裁判断に委ね、これにより終局的な解決を図ろうとするものであり、それゆえに、法は、仲裁判断に確定判決と同一の効力を付与しているものである（公催仲裁法800条）。
- ② したがって、当事者間において仲裁契約が締結され、これに基づく仲裁判断がされた以上、当事者は、当該仲裁判断について取消理由が存するとしてこれを取り消す旨の判決が確定しない限りは、仲裁判断の既判力により、仲裁判断に反する主張をすることが許されず、当事者が仲裁判断で棄却されたのと同一の請求に係る訴えを裁判所に提起しても、裁判所も既判力に反した当事者の主張を排斥し（その点の審理に入らず）、したがって、請求を棄却すべきことになる。
- ③ Xの本件契約の更新拒絶が違法であることを理由とする請求について、XとYとの間の仲裁契約に基づき本件仲裁判断（請求棄却）がされていることは、当事者間に争いが無いから、Xの上記請求は、本件仲裁判断の既判力により棄却を免れない。

この東京地裁判決の上記②の判断部分は、前記I 1の既判力の意義と本質についての理解が相当程度実務に浸透していることを示すものといえます。⁷

2. 前訴が請求認容判決の場合

(1) 訴えの利益の問題であること

前記1と類似の〈設例1-②〉によって考えてみましょう。

7 ただし、東京地判平成元・2・16判時1334号211頁は、仲裁判断の既判力に抵触するとして訴えを却下しています。

〈設例 1-②〉

XがYに対して貸金1000万円（平成20年4月1日貸付け、弁済期平成25年3月31日）の支払を求めて貸金返還請求訴訟（前訴）を提起した。前訴裁判所は平成26年10月31日に口頭弁論を終結し、同年11月30日に請求認容判決を言い渡し、同年12月17日に同判決が確定した。

- (1) XがYに対し、平成36年10月1日、再度、同一の貸金返還請求訴訟（後訴）を提起した場合、Yはどのような主張をすることができるか。
- (2) 後訴裁判所はどのような判断をすべきか。

後訴の訴訟物（請求権）およびその請求原因事実は、前記1(1)のとおりです。これに対し、Yとしては、以下のように「訴えの利益に関する主張」をすることになります。

〈訴えの利益に関する主張〉

- (a) Xは、Yに対し、貸金1000万円（平成20年4月1日貸付け、弁済期平成25年3月31日）の貸金返還を求める前訴を提起した。
- (b) 前訴事実審の口頭弁論終結日は平成26年10月31日であるところ、Xの請求を認容する旨の前訴判決が同年12月17日に確定した。

前記I 1のとおり、既判力は、当事者が確定した終局判決の判断に反する主張をすることが許されず、裁判所もこの判断に反する判断をすることが許されないという拘束力であると理解しますから、上記(a)、(b)の主張は、Xの提起した後訴が確定した前訴判決の既判力に抵触するとの主張でないことは明らかです。そうではなくて、確定した勝訴判決を取得しているにもかかわらず、国家の設営する訴訟制度を重ねて利用することは許されないとの趣旨の主張、すなわち、後訴は訴訟要件の1つである訴えの利益を具備していないとの趣旨の主張ということになります。

ところで、訴訟要件の具備いかんは裁判所の職権調査事項であるところ、その判断の基礎とすべき資料の収集方法につき、訴えの利益など公益性の強くない訴訟要件には弁論主義の適用を認めるというのが通説の立場です。この点か

らすると、Yのこの主張を「本案前の抗弁」と称してもおかしくはありません。

(2) Xの主張し得る訴えの利益に関する反論

訴えの利益なしとのYの主張に対し、Xとしては、前訴の判決原本が滅失した、時効を中断するために必要である等の訴えの利益が認められる例外事由が存することを主張することができます。

時効中断のために必要であることを例外事由とする場合の要件につき、大判昭和6・11・24民集10巻12号1096頁が判示しています。これによると、例えば以下のように主張することになります。

- (ア) 前訴判決の確定日である平成26年12月17日から10年が経過する日が接近している。
- (イ) Yの住所が不明である。

(ア)は、確定判決によって確定した権利の消滅時効期間である10年の期間（改正民法169条1項）が経過しようとしており、中断の措置をとる必要があることを示す事実です。

(イ)は、訴えの提起以外に時効中断の方法がないことを示す一例となる事実です。⁹

Xのこの主張は、Yの本案前の抗弁に対する「本案前の再抗弁」と名づけてもよいかもしれません。

このような例外事由が肯認される場合には、Xの提起した後訴に訴えの利益があることとなります。この段階に至って初めて、両当事者は、前訴判決の判断に反する主張をすることが許されず、裁判所もこの判断に反する判断をすることが許されないということになり、既判力の問題となります。

(3) 後訴裁判所のすべき判決

後訴裁判所は、前記(1)のYの訴えの利益に関する主張（本案前の抗弁）に理

8 新堂237頁、中野ほか・講義462頁〔松本博之〕を参照。

9 本文に引用した大判昭和6・11・24は、消滅時効の中断目的でありさえすれば訴えの利益を認めるというのではなく、訴訟によるほか時効中断の方法がないことを要するとの立場に立っています。

由がある場合には、訴え却下判決をすることになります。これに対し、前記(2)の X の例外事由ありとの主張（本案前の再抗弁）に理由がある場合には、前訴判決の既判力に従って請求認容判決をすることになります。もちろん、Y が基準時後の弁済等の抗弁を主張しその立証に成功したときは、請求棄却判決をすることになります。

III 訴訟物の同一性

前訴で請求棄却判決を受けた原告の提起した後訴について前訴判決の既判力が実際に問題となるのは、訴訟物の同一性いかに争われる場合か、訴訟物の同一性を前提にしつつも、何らかの理由から例外的に既判力が及ばないとして争われる場合であるかのいずれかであるといつてよいと思います。

最 2 小判平成 9・3・14 判時 1600 号 89 頁は、そのような好個の事例ということが出来ます。そこで、この事例によって、訴訟物の同一性いかなの問題を具体的に検討してみることにしましょう。

1. 最 2 小判平成 9・3・14 の事案の概要

共同相続人間で土地の所有権の帰属が争われた事件です。原審の確定した事実および訴訟経過の概要は、〈設例 1-③〉のとおりです。

〈設例 1-③〉

- ① 亡 A（昭和 37 年 4 月 23 日死亡）の相続人は、妻 X、長女 Z、次女 Y の 3 名である。
- ② 本件土地 L は、A が所有者の B から賃借していた土地であるが、昭和 30 年 10 月 5 日に Y に対して同日付け売買を原因として所有権移転登記がされている。
- ③ X は、昭和 46 年、Y に対し、L につき X が所有権を有することの確認および X への所有権移転登記手続を求める訴訟を提起し、その所有権取得原因事実として、X が B から L を買い受けた、そうでないとしても時効取得したと主張した。これに対し、Y は、L を買い受けたのは A であり、A は Y に対して L を贈与したと主張した。

- ④ Yは、昭和51年、L上の建物の所有者に対し、所有権に基づき建物収去L明渡しを求める訴えを提起した。この訴えは、Xの提起した訴えと併合して審理された（以下併合後の訴訟を「前訴」という。）。
- ⑤ 前訴の控訴審判決（口頭弁論終結日昭和60年5月8日。以下「前訴判決」という。）は、**㉑** LをBから買い受けたのは、XでなくAであると認められる、**㉒** YがAからLの贈与を受けた事実は認められないと説示して、Xの所有権確認等の請求を棄却し、Yの地上建物所有者に対する請求も棄却すべきであるとした。前訴判決に対してXのみが上告したが、昭和61年9月11日の上告棄却判決により前訴判決が確定した。
- ⑥ 前訴判決の確定後、Aの遺産分割調停においてYがLの所有権を主張し、Aの遺産であることを争ったため、XとZは、Yに対し、LがAの遺産であることの確認と相続により取得したLの共有持分各3分の1に基づく所有権一部移転登記手続を求めて、本件訴訟（後訴）を提起した。
- ⑦ これに対し、Yは、前訴と同様、AからLの贈与を受けたと主張し、また、Xは前訴判決の既判力によりLの共有持分の取得を主張し得ないから、遺産確認の訴えの原告適格を欠くと主張した。そして、Yは、XがLの3分の1の共有持分を有しないことの確認を求める反訴を提起した。
- (1) 後訴の訴訟物と請求原因事実およびこれに対するYの抗弁事実を摘示した上、Yの既判力に関する主張の位置付けを検討せよ。
- (2) 訴訟物が同一であっても、既判力に抵触しないと解すべき例外を肯定すべきであるかどうかを検討せよ。
- (3) 上記⑦の「Xは遺産確認の訴えの原告適格を欠く」とのYの主張の正否を検討せよ。

〔著者略歴〕

田中 豊（たなか ゆたか）

〔略歴〕

1973年東京大学法学部卒業、1977年ハーバード大学ロー・スクール修士課程修了（LL.M.）、1975年裁判官任官、東京地方裁判所判事、司法研修所教官（民事裁判担当）、最高裁判所調査官（民事事件担当）等を経て1996年弁護士登録
現在、慶應義塾大学法科大学院客員教授・弁護士（東京弁護士会）
司法試験考査委員（民事訴訟法 1988年～1989年／民法 1990年）
新司法試験考査委員（2006年11月～2007年10月）

〔主要著書〕

『衆議のかたち——アメリカ連邦最高裁判所判例研究（1993～2005）』（共著、東京大学出版会・2007年）、『事実認定の考え方と実務』（民事法研究会・2008年）、『法律文書作成の基本』（日本評論社・2011年）、『債権法改正と裁判実務——要件事実・事実認定の重要論点』（編著、商事法務・2011年）、『債権法改正と裁判実務Ⅱ——要件事実・事実認定の重要論点』（編著、商事法務・2013年）、『和解交渉と条項作成の実務』（学陽書房・2014年）、『紛争類型別事実認定の考え方と実務』（民事法研究会・2017年）、『衆議のかたち2——アメリカ連邦最高裁判所判例研究（2005～2013）』（共著、羽鳥書店・2017年）、『民事訴訟判例 読み方の基本』（日本評論社・2017年）

〔主要論文〕

「間接侵害——判例形成と立法」ジュリスト1449号（2013年）49頁、「著作権侵害の証拠」ジュリスト1456号（2013年）110頁、「外国主権免除法と商業的活動の例外」法律のひろば70巻1号（2017年）51頁

論点精解 民事訴訟法〔改訂増補版〕

——要件事実で学ぶ基本原理

平成30年9月19日 第1刷発行

定価 本体4,000円+税

著者 田中 豊
発行 株式会社 民事法研究会
印刷 株式会社 太平印刷社

発行所 株式会社 民事法研究会
〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-7-16
〔営業〕 TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258
〔編集〕 TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278
<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえます。 ISBN978-4-86556-243-9 C3032 ¥4000E
カバーデザイン 袴田峯男